

電力供給契約書（単価契約）

| | | |
|-----|------------------------------|--|
| 件　名 | 大阪市障がい者スポーツセンターの2施設で使用する電力調達 | |
|-----|------------------------------|--|

| | | |
|----------|---------------------------------|-----------------------------|
| 対象施設 | 大阪市長居障がい者 スポーツセンター | 大阪市舞洲障がい者 スポーツセンター |
| 供給地点特定番号 | 06-1012-2323-0013-2003-0000 | 06-1011-1000-0000-1702-0000 |
| 契約名義 | 大阪市長居障害者スポーツセンター | 大阪市福祉局 |
| 履行(需給)場所 | 大阪市東住吉区長居公園 1-32 | 大阪市此花区北港白津 2-1-46 |
| 需給地点 | 接続供給会社の電線路または引込線と対象施設の電気設備との接続点 | |
| 契約種別 | 業務用電力 | |
| 履行期間 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日 | |
| 供給電気方式 | 交流3相3線式 | |
| 供給電圧(標準) | 6,000ボルト | |
| 周波数(標準) | 60ヘルツ | |
| 予定使用電力量 | 860,265kWh | 2,780,175kWh |
| 契約電力(常時) | 356kW | 730kW |
| 契約単価 | 基本料金(税込) 夏季(税込) その他季(税込) | 円／kW 円／kWh 円／kWh |
| その他 | | |

上記について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和　年　月　日

発注者

所在地 大阪府大阪市天王寺区東高津町12-10
 名 称 社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
 代表者 理事長 石田 易 司 印

受注者

住所又は事務所所在地
 商号又は名称
 氏名又は代表者氏名 印

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、電力供給の仕様書等（電力供給の仕様書及び積算内訳書並びにこれらの仕様に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする電力の供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2** 受注者は、契約書記載の履行場所で使用する電気を契約書記載の履行期間、仕様書等に従い発注者に供給・提供し、発注者は、その電気料金を支払うものとする。
- 3** 仕様書等に明示されていないものがある場合は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、発注者又は発注者の指定する職員の指示に従うものとする。
- 4** 供給を完了するための一切の手段については、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5** 受注者は、関係法令の規定を守らなければならない。
- 6** 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行にあたって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は外の目的に利用してはならない。契約書記載の履行期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で所定の手続きにより開示する場合は、この限りでない。
- 7** この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 8** この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9** この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 10** この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 11** この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 12** この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13** この契約に係る一切の訴訟については、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(契約金額)

- 第2条** この契約において、契約金額とは、対象施設ごとに、履行期間の各月において、次の各号により計算した額の和をいう。
- (1)** 契約電力に基本料金の契約単価を乗じた額（力率を積算内訳書の割合と仮定した割引又は割増を含む。）
- (2)** 仕様書記載の予定使用電力量に夏季の契約単価又はその他季の契約単価（以下「従量料金単価」という。）を乗じた額

(契約の保証)

- 第3条** 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第2号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1)** 契約保証金の納付
- (2)** この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締

結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、契約金額の 100 分の 10 以上としなければならない。
- 3 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。
- 5 第 1 項の規定により、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもってこの契約に基づき、受注者が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。

(誓約書の提出)

第 4 条 受注者及び大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 7 条に規定する下請け人（以下「下請け人等」という。）は、同条第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれ表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(権利義務の譲渡)

第 5 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(500 kW未満の契約電力)

第 6 条 契約書の頭書に記載する契約電力が 500 kW 未満の場合は、発注者が電気を使用する当該月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、履行期間中に最大需要電力が 500 kW 以上となつた場合は、発注者と受注者とが協議して定める。

(使用電力量の増減)

第 7 条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り又は下回ることがある。

(契約の中止及び変更等)

第 8 条 発注者が、必要と認めるときは、発注者は、この契約の履行の一時中止とすることができます。

- 2 発注者又は受注者は、この契約の締結後、契約電力の変更について必要があると認めるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定める。
- 3 発注者又は受注者は、この契約の締結後、受注者の発電事情等に変動をきたし、単価契約金額を変更する必要が生じたと認めるときは、発注者と受注者とが協議のうえ書面によりこれを変更することができる。

- 4 発注者が、必要と認めるときは、この契約に特段の定めがある場合を除き、発注者と受注者とが協議のうえ、この契約の内容を変更することができる。
- 5 前項の協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が内容の変更を定め、受注者に通知する。
- 6 前項の協議開始の日は、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

(契約電力を超える電力使用)

第9条 発注者が、契約電力の変更前に契約電力を超えて電力を使用した場合には、受注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、超過金を支払うものとする。この場合において、超過金の金額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(使用電力量の計量及び検査)

第10条 受注者は、発注者が使用する電力を供給したときは、施設ごとに、発注者と受注者が協議のうえ定める計量日の日時に計量器に記録された値により計量した使用電力量を発注者に通知し、その内容及び数量について、検査を受けなければならない。

(電気料金)

第11条 電気料金は、毎月、対象施設ごとに、次の各号により計算した額の和をいう。

- (1) 契約電力に基本料金の契約単価を乗じた額（力率割引又は割増を行うものとする。）
- (2) 前条の使用電力量に従量料金単価を乗じた額（使用電力量に小数点以下の端数があるときは、小数点第1位で四捨五入する。）

2 前項の電気料金の算定にあたっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という。）、市場価格調整額について、適宜適切に含めるものとする。

(力率、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、市場価格調整額)

第12条 力率割引又は割増、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び市場価格調整額の算定方法については、この契約の前提となった入札時点において最新の関西電力株式会社が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（当該入札の開札日より前に実施されたもので、かつ、実施日が最も新しいものをいう。）によるものとする。ただし、第6条第2項により単価契約金額を変更した場合は、変更日において最新の関西電力株式会社が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（単価契約金額変更日より前に実施されたもので、かつ、実施日が最も新しいものをいう。）によるものとする。

(電気料金の支払い)

第13条 受注者は、第10条第1項の検査終了後、第11条及び第12条の規定に基づき当該月に係る電気料金を算定し、施設ごとに区分して発注者に支払いを請求する。
なお、電気料金の合計金額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 2 発注者は、第1項の支払い請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に電気料金を支払わなければならない。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により電気料金の支払いが遅延したときは、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を

乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に対して請求することができる。ただし、この契約の前提となった入札時点において最新の受注者が定める電気需給約款（当該入札の開札日より前に実施されたもので、かつ、実施日が最も新しいものをいう。入札によらない方法によりこの契約を締結した場合においては発注者と受注者が協議して決定した受注者が定める電気需給約款）に電気料金の支払遅延に関する遅延利息の規定がある場合は、当該電気需給約款の規定に基づき支払うものとする。

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

- (1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（同法第7条の9第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。
 - (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
 - (3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徵取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
 - (4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
- 2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき支払う額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。
- 3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を支払う場合においては、当該損害賠償金に、その支払いの時点における発注者の支払い済みの電気料金の契約金額に対する割合を乗じた金額について、当該電気料金の支払いの日から、支払いの日における民事法定利率（民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。）の割合による利息を付きなければならない。

(発注者の解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、

この限りでない。

- (1) 正当な理由がなくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 契約の履行にあたり職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき。
- (3) 前各号のほか契約事項に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 第5条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 受注者が第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) 契約の締結又は履行について受注者に不正な行為があったとき。
- (10) 受注者が発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- (11) 発注者が大阪市から指定管理者の指定を取り消されたとき

3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに契約を解除する。

- (1) 暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
 - (2) 暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合において、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき。
- 4 第1項各号及び第2項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第1項及び第2項の規定によりこの契約が解除された場合（受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）
- (2) 受注者が債務の本旨に従った履行をしない場合、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 前条第3項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。

（契約解除に伴う損害賠償金）

第17条 前条第1項（前条第2項によりみなされた場合を含む。）又は第3項に規定する場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前条第1項又は第3項に規定する違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（履行期間満了前の発注者の任意解除権）

第18条 発注者は、履行期間が満了するまでの間は、第15条第1項、第2項及び第3項の規定によるほか、必要があるとき、この契約を解除することができる。

（受注者の解除権）

第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約が履行できない状態が相当の期間にわたるとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（解除の効果）

第20条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、契約が解除された場合において、発注者がすでに電力の供給を受けている場合は、当該供給に相応する電気料金を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項の電気料金は、発注者と受注者とが協議して定める。

（賠償金等の相殺及び徴収）

第21条 受注者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から電気料金支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合

で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき電気料金とを相殺し、なお不足がある場合は追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から発注者の指定する期間を経過した日からその支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(契約に関する紛争の解決)

第 22 条 この契約に関し、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者と受注者とが協議の上定める第三者に仲裁を依頼することができる。

- 2 前項の規定による解決のために要する費用は、発注者と受注者とで平等に負担する。

(補則)

第 23 条 この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）及び大阪市会計規則（昭和 39 年大阪市規則第 14 号）に従うものとし、その他は必要に応じて第 12 条又は第 13 条の規定によりこの契約に適用する関西電力株式会社が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）及び受注者が定める電気需給約款を基に、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。